

財形住宅預金

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

1. 商品名	・ 財形住宅預金
2. 販売対象	・ 財形貯蓄契約先企業に勤務している方で契約時満 55 歳未満の方 ・ お 1 人 1 契約に限ります。
3. 期間	・ 積立期間 5 年以上 (年 1 回以上定期的な預入が必要です)
4. 預入	
(1) 預入方法	・ 給与または賞与からの天引き預入 ・ 預入毎に定期預金 (期日指定定期) を作成します。
(2) 預入金額	・ 1,000 円以上
(3) 預入単位	・ 1,000 円
5. 払戻方法	・ 持家としての住宅取得または持家である住宅の増改築を目的として、元利金の全部または一部の払出ができます。
6. 利息	
(1) 適用金利	・ お預け入れ時の店頭表示金利を適用いたします。
(2) 利払方法	・ 個別の定期預金毎に一括してお支払いします。
(3) 計算方法	・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 1 年毎の複利計算
7. 税金	・ 財形年金預金と合算で元利金合計 550 万円を限度として非課税とすることができます。非課税限度額を超えた場合は、元本全額の利息に 20.315%の税金がかかります。 ・ 持家としての住宅取得目的以外で払戻しをされるなど適格な払出事由に該当しない場合は、過去 5 年間の利息分についても 20.315%の税金がかかります。
8. 手数料	
9. 付加できる特約事項	
10. 中途解約時の取り扱い	・ この預金は住宅の取得以外の目的で解約できません。ただし勤労者 (預金者) の死亡・重度障害は適格な払出事由となります (全額解約)。また、やむを得ない事由により住宅取得目的以外に解約する場合も全額解約となります。
11. 金利情報の入手方法	・ 当金庫ホームページをご覧ください。 さがみ信用金庫ホームページ< http://www.shinkin.co.jp/sagami/ > ・ 詳しくは、窓口までお問い合わせください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業統括部 (午前 9 時～午後 5 時、電話 0120-426-614<音声ガイダンス④>)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会 (電話 03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話 03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話 03-3581-2249) (以下「東京三弁護士会」という)の仲裁センター等並びに神奈川県弁護士会 (電話 045-211-7716)の仲裁センター等で、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記営業統括部、全国しんきん相談所 (午前 9 時～午後 5 時、電話 03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所 (午前 9 時～午後 5 時、電話 03-5524-5671)のいずれかにお申し出ください。 なお、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにも次の①、②の方法によりご利用いただけます。①東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決を図る方法。(現地調停)②当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案内を移管し、紛争の解決を図る方法。(移管調停)
13. その他参考となる事項	・ 住宅取得目的の払出にあたっては、住宅の登記簿謄本、住宅建設工事の請負契約書、住民票の写し等の書類を提出していただくなど制限が設けられておりますのでご了承ください。 ・ この預金は預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。